

## 胎児超音波検査 申込み兼同意書

1. 当院での胎児超音波検査では、公益社団法人日本超音波医学会認定の超音波指導医が超音波診断装置を用いて胎児の各部分を詳細に観察します。
  - ・胎児形態異常(いわゆる奇形)のうち下記の②と③の出生前診断が重要な意味を持つ形態異常の有無をチェックします。
  - ・胸水や腹水などの病気の有無をチェックします。
  - ・胎児の発育をチェックします。
  - ・胎児発育に問題がある時などは、臍帯動脈や子宮動脈などの血流もチェックします。

### 胎児形態異常の分類 (馬場一憲、2015 年)

- ① 医学的に出生前診断の必要性が低い異常  
出生後の治療が不必要な軽微な異常や、出生前診断されていても、されずに分娩に至っても、その後の治療、後遺症、予後などに違いがない異常。
- ② 出生前診断で予後の改善が期待できる異常  
出生前診断されることによって、適切な分娩施設や分娩方法の選択、適切な新生児治療(疾患によっては胎児治療)の速やかな開始などが可能になり、救命率の向上や後遺症の回避・減少が期待できる異常。
- ③ 治療がなく致死的な異常  
現在の医学では治療することができず、致死的な異常。

2. 診断結果は超音波検査直後にお話しいたしますが、異常が見つかった場合は他に予約されている方の診療後までお待ちいただくこともあります。
3. 1 回の検査で診断が確定できずに、経過を見るために再検査が必要になることもあります。
4. 次のような場合など、胎児の異常がすべて見つかるわけではありません。
  - ・お母さんの腹壁が厚くて、胎児がよく見えない場合
  - ・検査を行う時の胎児の位置や向きによって、観察したい部分が見えない場合
  - ・もともと超音波検査で診断が困難な異常(口唇裂のない口蓋裂、食道と気管が繋がったタイプの食道閉鎖症など)
  - ・妊娠の途中から出現する異常(胎児発育不全、軟骨無形成症による四肢短縮、頭蓋内出血 胸水、腹水、卵巣嚢腫など)
5. 上記①医学的に出生前診断の必要性が低い異常については、異常がみつければお伝えしますが、基本的には積極的に見つける検査対象にしていません。これには、たとえば次のような例があります。
  - ・指の数(指の数が各々5 本でないことが出生前に診断されていても、されていなくても、出生後の治療時期や治療法などが変わらないため)
  - ・片方の腎臓の欠損(通常 2 つある腎臓が 1 つしかなくても、出生後に治療は不要で日常生活に特に問題がないため)
6. 超音波検査で染色体異常が疑われた場合はお伝えいたしますが、21 トリソミー(ダウン症)などの染色体異常の確率を算出する検査(コンバインド検査、オスカー検査、クアトロ検査など)は行いません。どんなに細かく確率を算出しても、結局そのお子さんに染色体異常が有るのか無いのかを断定することができない非確定的検査だからです。同様に非確定的検査である NIPT(母体血を用いたいわゆる新型出生前遺伝学的検査)も行いません。

イムス富士見総合病院 院長 殿

上記のことを同意した上で、胎児超音波検査を受けることを希望します。

西暦 年 月 日 氏名

イムス富士見総合病院 産婦人科 胎児超音波外来